

BCP等策定等支援事業補助金

事業概要

2024(R6).4.1

市内に事業所を保有する事業者が、新型コロナウイルスをはじめとする感染症や自然災害等を想定したBCP（事業継続計画）及び事業継続力強化計画を策定又は改定することを支援するため、策定等に要した経費の一部を補助します。

対象者・対象経費

《対象者》

次の全てを満たす事業者等

- (1) 市内に事業所を保有している
- (2) 市税等の滞納がない
- (3) 代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等に該当していない

※市内に本社がない事業者も、市内の事業所・工場に関する独自のBCP等を策定等をした場合は対象となります。

※会社の規模は問いません。（大企業を含みます。）

※業種は問いません。（医療・介護を含みます。）

※中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる団体（事業協同組合など）を含みます。

《対象経費》

令和2年4月1日以降に**感染症対策を含めた**BCP等の策定等を行っており、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間にBCP等の策定等のために支払った経費（他の団体等からの助成を受けた経費を除く）

対象経費の例

BCP等の策定
又は改定に要す
る費用

アドバイザーへの謝金

アドバイザー及び研修会への参加に係る交通費及び
宿泊費

BCP等の策定又は改定に係る印刷製本費

中小企業診断士やコンサルタント会社等への委託料

会議室又はパソコン等機材の使用料

補助金額・対象期間

《補助割合》 対象経費の4/5 ※千円未満切捨 ※消費税を除く

《補助限度額》 5万円/1事業者等

《対象期間》 令和6年4月1日～令和7年3月31日

申請方法・お問い合わせ先等

まずは「事前相談票」を産業雇用政策課宛てメール提出



BCP等を策定又は改定後、次の書類を産業雇用政策課へ提出

- ・補助金等交付申請書
- ・同意書兼誓約書
- ・**感染症対策を含めて**策定又は改定したBCP等の成果品
- ・補助の対象となる経費を支払ったことがわかる書類

※「事前相談票」等の様式は郡山市ウェブサイトよりダウンロードお願いします。

【添付書類の例】

■BCP等の策定等に要した補助対象経費であることが客観的に確認できる書類

- ・策定又は改定したBCP又は事業継続力強化計画 ・領収書
- ・セミナー等への参加証 ・委託契約書 ・作成業務に係る日誌 など

申請受付：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(予算額に達した時点で受付を終了します。)

《お問い合わせ》

郡山市産業観光部産業雇用政策課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23-7

電話：024-924-2251 Eメール：sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

🔍 郡山市 BCP等策定



郡山市産業雇用政策課LINE公式アカウント配信中!!

- 中小企業・小規模企業者向けの情報に特化
- SNS (LINE) によるタイムリーな情報発信
- 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信

LINEの友だち追加から
ID検索【@881zlyyl】
またはQRコードで登録
お願いします!

